

美祢市

① 公式WEBサイト

<http://www2.city.mine.lg.jp/>

② 空き家に関する情報

項目	担当部署	関連資料等（HP等）
空家法担当窓口 空き家税制 （空き家確認書）窓口	建設課空家・施設長寿命 化対策室 Tel：0837-52-1116	空家等対策特別措置法に基づく、空き家対策に 関する相談窓口です。
空き家バンク制度 担当窓口	地域振興課 I J U 定住 促進班 Tel：0837-52-1128	定住等情報の空き家等情報バンク制度 https://sundemine.jp/housing-information/ （美祢市移住・定住支援サイト「すんでみ～ ね」）

③ ごみに関する情報（家庭ごみ、粗大ごみ、ごみとリサイクル）

担当部署	関連資料等
生活環境課生活環境班 Tel：0837-53-1090	詳しいことは、本市ホームページの暮らし・手続き>ご み・リサイクルをご覧ください。
美祢市カルストクリーンセンター Tel：0837-62-1306	固形燃料化できるごみが対象となります。 受付：平日 9:00～16:00 土曜日 9:00～12:00 ※詳しいことは、本市ホームページをご覧ください。
美祢市リサイクルセンター 美祢市一般廃棄物最終処分場 Tel：0837-53-0322	固形燃料化できないごみが対象となります。 受付：平日・第3日曜日 9:00～16:00 土曜日・12月30日 9:00～12:00 ※詳しいことは、本市ホームページをご覧ください。
美祢市美東一般廃棄物最終処分場 Tel：08396-2-1139	固形燃料化できないごみが対象となります。 受付：月曜日・水曜日・木曜日・第3日曜日 9:00～16:00 ※詳しいことは、本市ホームページをご覧ください。
美祢市秋芳一般廃棄物保管施設地 Tel：0837-62-0011	固形燃料化できないごみが対象となります。 受付：火曜日・水曜日・金曜日・第3日曜日 9:00～16:00 ※詳しいことは、本市ホームページをご覧ください。

④ 税金に関する情報

担当部署	関連資料等
税務課固定資産税班 Tel：0837-52-5234	固定資産税について 毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産（総称して固定資産という。） を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額を、そ の固定資産の所在する市町村（東京23区内は都）に納める税金です。 ただし、所有者として登記（登録）されている方が死亡している場合等 には、1月1日現在で、その土地、家屋を現に有している人が納税義 務者になります。

⑤ 相談窓口

問合わせ先	相談内容、開設時間等
空き家相談窓口 建設課空家・施設長寿命 化対策室 Tel : 0837-52-1116	空き家等に関する相談 開庁日の 8 時 30 分から 17 時まで対応します。
法律相談窓口 市民相談室 Tel : 0837-52-5230	弁護士及び司法書士による無料相談について 電話による予約制で、予約は、原則として相談日の 1 週間前から受け付けます。(定員 : 弁護士 5 人、司法書士 6 人) 相談日は弁護士が原則毎月第 3 木曜日 (13 : 30~15 : 20)、司法書士が原則毎月第 1 木曜日 (13 : 30~15 : 30) となります。

⑥ 空き家に関する補助制度

空き家バンク	
事業名称	空き家有効活用促進事業
担当課	地域振興課 (Tel : 0837-52-1128)
除却	
事業名称	危険家屋除却推進事業
担当課	建設課 (Tel : 0837-52-1116)

⑦ その他の住宅リフォーム支援制度

(空き家を購入した際、活用可能な補助制度等)

制度名 (事業名)	支援分類	支援方法	工事施工者
(耐震診断) 木造住宅耐震診断事業 (木造戸建て住宅)	①	④	—
(耐震改修) 住宅・建築物耐震化促進事業	①	①	②

支援分類①耐震化 ②バリアフリー化 ③省エネルギー化 ④環境対策 ⑤防災対策 ⑥その他
支援方法①補助 ②融資 ③利子補給 ④専門家等派遣 ⑤その他
工事施工者①県内事業者 ②市町内事業者 ③中小事業者 ④その他 (具体的に記入) ⑤なし